

伊達市男女共同参画プラン改定案(H28 第1回審議会意見反映版) における現行版との相違箇所一覧

※★印は H28 第 1 回審議会意見を反映させている箇所。

該当頁	該当箇所等	現行プランと比較してどのように変わっているか
4	「基本目標 I」の 「現状と課題」の 説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・伊達市男女共同参画推進条例の制定について言及。 ・「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方や「各分野における男女平等」の状況について、市民がどのように感じているのかを H27 アンケート結果を用いて記載。 ・性別による固定的な役割分担意識や偏見・不平等は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしく生きることを妨げる原因となることを明記。
6	成果指標	<p>★「基本目標 I：人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革」における取組の成果を図る指標として新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「家庭の中」が男女平等になっていると感じる人の割合 ②「職場の中」が男女平等になっていると感じる人の割合 ③「地域社会」が男女平等になっていると感じる人の割合
7	「施策の方向 1」 の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子どもたちが個人の自由な選択の下、多様な生き方を選択できるためにも、男女平等意識の普及と啓発が重要ということを強調。
7	基本的施策(1)→ 「具体的事業②」 →担当	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部→総務部
7	基本的施策(1)→ 「具体的事業③」 →担当	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部→総務部
8	基本的施策(2)→ 「具体的事業①」 →内容	<p>★小中学校を対象に関係機関と連携した研修会や出前講座等を実施する事業を新設。</p>
9	「施策の方向 2」 の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体において男女共同参画の実践を拡大していくためには、日々の生活の拠点となる家庭・地域での男女共同参画を推進していくことが必要であることを強調。
9	基本的施策(2)→ 「具体的事業①」 →担当	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部→総務部
10	「施策の方向 3」 のタイトル及び 説明文	<p>★現行「多文化共生を目指す活動の推進」→改定案「多様な価値を尊重する社会の実現」として新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊達市の国際化の状況を説明。 ・性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている

		<p>人々について明記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての市民がその背景にかかわらず等しく尊重され、受容される社会を実現するためには、多様な文化や価値観に対する理解を深めることが重要であることを説明。
11	基本的施策(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本的施策：多様な性を認める意識の醸成」を新設。 ・性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進めるため、新設。 ★「性自認や性的指向など～」の表現は県と統一。 ・具体的な事業として <ul style="list-style-type: none"> ①性自認や性的指向などに対する理解の促進 ②性自認や性的指向などへ配慮した保育・教育の実施
12	「基本目標Ⅱ」の「現状と課題」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々が喜びも責任も分かち合う社会を実現するためには、男女が共に対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画できなければならないことを明記。 ・現状として、伊達市の政治や行政の場における女性の参画状況や伊達市内の地域活動における女性の参画状況を、数値を用いて説明。 ・東日本大震災の教訓を踏まえ、防災分野における活動についても男女双方の参画の下で進めていくべきことを明記。 ・あらゆる分野において積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要であるということ強調。
14	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ★「基本目標Ⅱ：意思決定過程への男女共同参画の拡大」における取組の成果を図る指標として新設。 <ul style="list-style-type: none"> ①市の課長級以上の管理職の女性の割合 ②市の審議会等の女性委員の割合 ③女性の自治会長や町内会長の割合
15	「施策の方向1」のタイトル及び説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・現行「政策・方針決定過程への女性の参画拡大と女性の意見の反映」→改定案「行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進」に変更。 ・政策や方針決定の場への女性参画を拡大していくためには、行政が率先して取り組みを進めていくべきことを説明。
16	基本的施策(2)→「具体的事業①、②」→担当	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部→総務部
16	基本的施策(3)→「具体的事業①」→担当	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部→総務部

17	「施策の方向2」のタイトル及び説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行「地域・職場・団体などにおける男女共同参画の推進」→改定案「地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進」に変更。 ・ 社会全体を活性化させていくためには、多様な価値観に立って組織運営を行うことが必要であり、企業や地域においても女性の役職等への積極的な登用が重要であることを説明。 ・ 東日本大震災の経験から、緊急時においても、女性の視点や意見がしっかり反映されるよう、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立を目指すことを説明。
17	基本的施策(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的施策：企業・団体などとの連携・協力要請」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
19	基本的施策(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的施策：防災・災害復興への男女共同参画の推進」を新設。 ・ 防災・災害対応時等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、新設。 ★女性だけでなく、性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々、外国人等も考慮されるよう「女性や多様な背景を持つ人々」という表現を採用。 ・ 具体的な事業として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進
20	「施策の方向3」のタイトル及び説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行「女性の社会参加の推進」→改定案「女性の人材育成の推進」に変更。 ・ 女性の活躍には、女性自身が力量を身につけることが重要であり、そのために女性自身の意識啓発、企業・事業所等への協力要請等を行うことを説明。
20	基本的施策(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行「女性のエンパワーメントのための広報・学習」→改定案「女性の人材育成のための広報・学習」に変更。 ・ 「エンパワーメント」ということばをわかり易く「人材育成」と表現を変更 ・ 担当：総務企画部→総務部
20	基本的施策(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的施策：働く女性の職業意識と能力向上の支援」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
22	「基本目標Ⅲ」の「現状と課題」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイルや価値観の多様化により、仕事だけでなく家庭や趣味、地域活動などの私生活も大事にしたいという考え方を持つ人が増えてきているが、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さや不安定な雇用形態により多くの人が仕事と生活のバランスがとれていない現状があることを説明。 ・ 仕事と生活の調和を図り充実した毎日にするとともに、高い生産

		性を維持するためには働くための制度を充実させ柔軟な労働環境を整備するとともに、男性に対して家事、子育て、介護等に積極的に参加していくための支援をしていくということが必要であることを説明。
24	成果指標	<p>★「基本目標Ⅲ：男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり」における取組の成果を図る指標として新設。</p> <p>①「職場の中」で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じる人の割合</p> <p>②伊達市役所の男性の看護休暇取得率</p> <p>③介護サービスの満足度</p>
25	「施策の方向1」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての人々が仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送るためには、男女が共に安心して働き続けられる環境を整備することが必要であり、そのために、企業・事業所等に協力を要請し、雇用の場における男女平等の実現を目指すことを説明。
25	基本的施策(1)→「具体的事業①」→担当	<ul style="list-style-type: none"> • 総務企画部→総務部
26	基本的施策(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 「基本的施策:仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
26	基本的施策(3)→「具体的事業①」→担当	<ul style="list-style-type: none"> • 総務企画部→総務部
27	「施策の方向2」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> • 仕事と子育てまたは介護との二者択一構造を解消し男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、多様な保育ニーズへ対応するとともに、介護サービスの充実等を推進していくことを説明。
27	基本的施策(1)→「具体的事業①」→担当	<ul style="list-style-type: none"> • 総務企画部→総務部
28	基本的施策(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 「基本的施策：子育て支援の充実」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
28	基本的施策(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 「介護サービスと相談体制の充実」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
29	「基本目標Ⅳ」の「現状と課題」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> • セクハラやDV被害者に対する支援体制の充実、相談機関等の周知がまだまだ不十分であることを、アンケート結果数値を用いて説明。

		<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の根絶、暴力を許さない環境づくりと併せ、相談体制の充実と周知に関する取組を今後一層努力をしていく必要性を明記。 ・また、男女共同参画の形成には男女がともにいきいきと健康でいることが不可欠であり、ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図り、健康への意識づくりを進めていくとともに、性と生殖に関する教育や健康支援を進めていくことも重要であることを説明。
31	成果指標	<p>★「基本目標Ⅳ：健康で安心して生活できる環境づくり」における取組の成果を図る指標として新設。</p> <p>①特定健診受診率</p> <p>①セクハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合</p> <p>②DV被害を受けても、誰にも相談しなかった人の割合</p>
32	「施策の方向1」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・男女間のあらゆる暴力を予防し根絶するために、様々な機会を通して啓発活動を実施するとともに、被害者相談制度の周知、機能の充実を図ることを説明。
33	「施策の方向2」の説明文	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がそれぞれの身体の特徴を理解し互いに思いやるとともに、多様な性を認め合うことの重要性を説明。 ・自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教室、各種検診、健康相談等を推進するとともに、健康的な習慣作りを促していくことを説明。